

《感染症等の予防及び蔓延防止のための指針》

《事業所における感染症等の予防及び蔓延防止の方針》

感染症等の予防及び蔓延防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定・制圧・収束を図ることは、利用者へのサービスの質を保つ上で重要である。感染症の発生、または蔓延しないよう必要な措置を講ずるための体制を整備し、安心・適切なサービスを提供することとする。

《感染症発生時の対応と対策》

利用者の健康管理上、感染症を疑う場合は速やかに、管理者、生活相談員、サービス提供責任者等に報告し、管理者、生活相談員、サービス提供責任者等は直ちに法人本部に報告の上、感染症法に基づく、対象疾病に応じて関係機関に報告し、対応を相談し、指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。また感染症の発生またはそれが疑われる状況が生じた時に、利用者の状況やそれぞれに講じた措置の記録を行う。利用者、職員を感染から守る為の基本予防法である標準予防策の徹底を図る。

標準予防策の主な内容

- ・手指消毒 ⇒ 手洗い・手指消毒
- ・个人防护具 ⇒ 手袋・マスク・フェイスシールドなどの使用
- ・呼吸器衛生 ⇒ 咳エチケット
- ・環境整備 ⇒ 整理整頓・清掃・感染性廃棄物の処理

- 1, 委員会の構成については、組織図を参照し、安全衛生委員会の設置及び開催・衛生管理推進委員を選任する。
- 2, 全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延防止に努める。
- 3, 国内や県内、地域の感染症状況を把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- 4, 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、事業所内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- 5, 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。
- 6, 厚生労働省の最新の情報と手引き等に沿った対応を行い、感染対策に努める。

《感染症等の予防及び蔓延防止のための職員研修》

感染防止対策の基本的考え方、および具体的対策について全職員を対象として周知

徹底を図ることを目的に以下のとおり研修を実施する。研修内容は、感染防止対策に関する基礎的な知識の普及と啓発をするとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

- 1, 感染症が発生した場合に備えた訓練(シュミレーション)を6カ月に1回以上行う。また感染状況を鑑み、必要に応じて研修または訓練を行う。
- 2, 新規職員採用時に必ず感染防止対策研修を実施する。
- 3, 研修の開催結果、外部研修の参加実績等の記録は5年間保存とする。